

宮労基発 0226 第 4 号  
令和 8 年 2 月 26 日

各公共工事発注機関・災防団体・事業者団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

平素より労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宮城県内の令和 7 年（令和 8 年 1 月末の速報）の労働災害による休業 4 日以上の死傷者は 2,395 名、うち死亡者は 6 名であり、前年同期と比較し、死傷者は 43 名増加、死亡者は 5 名減少という状況になっております。

このうち、60 歳以上の高年齢者の労働災害は 755 名であり、全体の 3 割を占めています。高年齢者の労働災害については、休業 1 か月以上が約 6 割を占め、全産業の約 5 割に比べて就労不能期間の長期化する傾向にあります。また、事故の型別でみると、「つまづき」19.6%、「滑り」14.8%、「もつれ等」8.7%、「その他の転倒」2.8%と転倒によるものが約 4 割を占め、他の災害に比べ多く発生している状況です。

今般、厚生労働省では、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から適用される「高年齢者の労働災害防止のための指針（以下「指針」という）を別添のとおり公布いたしました。

つきましては、本指針に掲げる事項を各事業場（傘下会員事業場）に周知し、取組が促進されるよう、特段の配慮をお願いします。

